

## 久御山町水道事業検討委員会設置要領

### (目的及び設置)

第1条 久御山町水道事業が、将来にわたり安定的に事業を継続していくために必要となる中長期的な経営の基本計画である「久御山町水道事業経営戦略」を策定し、能率的かつ健全な経営の確保を図るための施策を検討するため、有識者等からの意見や助言をいただく場として、久御山町水道事業検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討を行い、町長に提言を行うものとする。

- (1) 久御山町水道事業経営戦略策定に関すること
- (2) 久御山町水道事業の経営に関すること

### (組織)

第3条 委員会は、委員6名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 水道事業に関し優れた識見を有する者
- (3) 久御山町の水道を使用する者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、町長が適当であると認める者

3 委員の任期は、委嘱の日から委員会解散の日までとする。

### (委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。ただし、初回の委員会は、町長が招集するものとする。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員長は、会議の議長となる。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員長は、特に必要と認めるときは、第3条の委員のほかに関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

### (解散)

第6条 委員会は、その任務を終了したときは、解散するものとする。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、事業建設部上下水道課に置く。

2 事務局に事務局長及び書記を置く。

(報酬等)

第8条 委員の報酬の額は、別表に定める額とする。

2 委員の費用弁償については、特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和44年久御山町条例第20号）の規定を準用する。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成30年7月20日から施行する。

別表（第8条関係）

区分	報酬額
委員長	日額 8,500円
その他の委員	日額 8,000円